

○大府市後援等名義使用に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大府市（以下「市」という。）以外の者が企画し、又は実施する事業に対する後援（公共団体以外の者が企画し、又は実施する事業の趣旨に賛同し、市が奨励の意思を表示することをいう。）又は協賛（公共団体が企画し、又は実施する事業の趣旨に賛同し、市が奨励の意思を表示することをいう。）の名義の使用（以下「後援等名義使用」という。）に係る許可基準及びその手続に関し、必要な事項を定めるものとする。

(後援等名義使用の許可基準)

第2条 後援等名義使用の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する団体でなければならない。

- (1) 国、公共団体又は公共的団体等
- (2) 市の補助団体又はその加盟団体
- (3) 公益法人又はこれに準ずる団体（政治団体、宗教団体その他これに準ずる団体を除く。）
- (4) その他市長が特に認めたもの

2 後援等名義使用に係る事業は、地域の活性化、市民の交流、市民福祉の増進、市の施策の推進等に寄与する事業でなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、後援等名義使用に係る事業が次の各号のいずれかに該当する場合は、後援等名義使用をすることができない。

- (1) 公序良俗に反する等、社会的に非難を受けるもの
- (2) 特定の宗教又は政治団体について宣伝し、支持し、又は反対するもの
- (3) 国民又は市民の間で広く議論が分かれている事象を主題としているもの
- (4) 私的な利益又は商業宣伝を目的としているもの
- (5) 入場料、参加費等の徴収額が、社会通念上著しく高額であるもの
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団又は暴力団員と関係を有するもの
- (7) 代表者、役員等の責任体制が明確でないもの
- (8) その他市が後援等名義使用を許可することが、不適當であるもの

(許可申請)

第3条 申請者は、事業開催日の20日前までに後援等名義使用申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。この場合において、当該事業を所管する課等の長（当該事業に所管がない場合は秘書担当課長。）を経由して提出しなければならない。

2 前項の規定による申請は、同様な内容の書類をもって申請書に代えて行うことができる。

3 市長は、申請者に対し、次の資料の提出を求めることができる。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算計画書

- (3) 規約
 - (4) 会員名簿
 - (5) 講師の略歴
 - (6) その他必要と認める資料
- (許可等)

第4条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、後援等名義使用を許可するときは後援等名義使用許可書（第2号様式）により、後援等名義使用を許可しないときは後援等名義使用不許可通知書（第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定による許可に条件を付すことができる。

(登壇者等の決定に当たっての配慮)

第5条 市長は、後援等名義使用に係る事業のうち、講演会、シンポジウム等であって登壇者、発言者等が2人以上いるものについては、登壇者、発言者等の性別に偏りがないように努めるよう求めるものとする。

(許可の取消し)

第6条 市長は、後援等名義使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消すものとする。

- (1) 許可に付された条件に違反したと認めるとき。
- (2) 第2条第1項及び第2項の規定に該当しないこと又は同条第3項の規定に該当することが判明したとき。

(報告)

第7条 使用者は、当該事業完了後10日以内に事業報告書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

(変更の届出等)

第8条 使用者は、当該事業の内容を変更しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。

2 事業の内容の変更に係る手続については、第3条及び第4条の規定を準用する。

3 使用者は、当該事業を中止しようとするときは、その旨を市長に届け出なければならない。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際現に改正前の大府市後援等名義使用に関する取扱要綱の規定に基づき作成されている第1号様式及び第3号様式による用紙は、改正後の大府市後援等名義使用に関する取扱要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和2年2月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際現に改正前の大府市後援等名義使用に関する取扱要綱の規定に基づき作成されている第1号様式及び第3号様式による用紙は、改正後の大府市後援等名義使用に関する取扱要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則

この要綱は、令和2年4月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年8月1日から施行する。